

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のBに雇用され、○年○月からC研究所（以下「事業場」という。）において、就労していた。
- 2 請求人は、同年○月○日、事業場において、加熱実験を見学中、同装置内の破裂に伴い耳鳴り等が出現したため、同日、D医療機関に受診し、「左急性感音難聴」（以下「旧傷病」という。）と診断され、加療の結果、○年○月○日、治癒（症状固定）した。

請求人は、同年○月○日、D医療機関への受診を再開し、さらに、同年○月○日、E医療機関に受診し、「感音難聴、混合性難聴」（以下「感音難聴」を「本件傷病」という。なお、混合性難聴は、保険病名であるとされている。）と診断された。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病は旧傷病が再発したものであるとして、療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁

(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が旧傷病の再発であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、○年○月○日で治癒（症状固定）となった後、同年○月から耳鳴りが悪化し、同年○月○日にE医療機関を受診し、本件傷病と診断されたことから、本件傷病は旧傷病が再発したものであると主張している。
- (2) ところで、労働者災害補償保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果治癒したのちに再発した場合には、保険給付の対象となるとされているが、再発であると認めるための要件は、決定書(略)理由に示すとおりであるので、以下検討する。

ア まず、旧傷病と本件傷病との相当因果関係について、旧傷病の主治医であるF医師は、○年○月○日監督署受付意見書において、要旨、「治療終了後の同年○月○日には聴力検査はしていないが、少なくとも自覚症状の悪化はなかった。自然経過での悪化の可能性は不明である。」と述べており、また、「一般に難聴の治療においては、一度改善した聴力が低下するのはステロイドの減量に伴うものが多く、前回の治療中には聴力の悪化は認めていなかった。」と述べている。さらに、本件傷病の主治医であるG医師は、○年○月○日監督署受付意見書において「旧傷病において残存していた難聴が、ストレスなどを誘因として増悪した可能性がある。」と述べている。

当審査会としては、両医師とも本件傷病と旧傷病との因果関係について、不明ないし可能性があるとするところから、相当因果関係があると認めることはできない。

イ 次に、症状の増悪についてみると、F医師は、上記意見書において「聴力検査では2000Hzのみ○年○月○日に比べて20dB低下。」と述べており、G医師は、上記意見書において「前医で○年○月に行われた聴力検査では、左

2000Hz 35 dBであったが、当科受診時は50 dBと悪化している。」と述べており、両医師ともに聴力低下と診断していることから、治癒（症状固定）時の症状に比べて聴力低下により症状が増悪していることは認められる。

ウ そこで、本件傷病の治療効果についてみると、G医師は、上記意見書において「ビタミンB12、ATP製剤の投薬を行っている。現在のところ、症状、聴力の改善はない。聴力経過観察中」と述べており、治療経過についても治療継続中も症状固定時期については未定である旨を述べていることから、請求人の症状は、決定書（略）理由に説示するとおり、今後、治療効果が期待できると認めることはできない。

エ したがって、旧傷病と本件傷病との間に医学的相当因果関係は認められず、症状の増悪は認められるものの、治療効果が期待できるものではないことから、当審査会としても、本件傷病は旧傷病が再発したものと認めることはできない。

(3) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。